

地方公共団体間で同じルールとして検討すべき範囲について

- 地方公共団体が保有するパーソナルデータの利活用において同じルールとして検討を進める対象としては、非識別加工情報に係る
- ①定義
 - ②加工の基準
 - ③対象となる情報の範囲
 - ④利用目的に関する規制、安全確保の措置等、非識別加工情報に係る規律
 - ⑤個人情報の提供を求められた地方公共団体の対応
 - ⑥作成組織における非識別加工情報の作成手続き
- 等、非識別加工情報の作成・提供に係る基本的な仕組みを念頭に今後検討を進める予定としている。

【参考】 非識別加工情報の仕組みについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定されている項目(参考:行政機関個人情報保護法 44 条の2~44 条の 16)

- ・ 行政機関非識別加工情報の作成及び提供等
- ・ 提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載
- ・ 提案の募集
- ・ 行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案
- ・ 欠格事由
- ・ 提案の審査等
- ・ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等
- ・ 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結
- ・ 行政機関非識別加工情報の作成等
- ・ 行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載
- ・ 作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等
- ・ 手数料
- ・ 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除
- ・ 安全確保の措置
- ・ 従事者の義務